



平成 21 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 三光合成株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒田 健宗
(J A S D A Q コード : 7 8 8 8)
問合せ先 取締役常務執行役員 廣川 修悦
(TEL 0763-52-7105)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 26 日開催の取締役会において、平成 21 年 8 月 27 日開催予定の第 76 回定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行(株券電子化)されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰り上げ、附則の新設等所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 7 条につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>第6条 《条文省略》 (株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。 ② 当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 (单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条 ～ 第39条 《条文省略》</p> <p>《新設》 《新設》 《新設》</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条 《現行どおり》 《削除》</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第7条 当社の单元株式数は、1,000株とする。 《削除》</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株式取扱規程)</p> <p>第9条 《現行どおり》</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第11条 ～ 第38条 《現行どおり》</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成21年1月6日から起算して1年を経過した時をもって削除するものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年8月27日(予定)
定款変更の効力発生日	平成21年8月27日(予定)